

# 医療的ケアが必要な方たちの生活を支援するために ～高松圏域自立支援協議会 医療的ケアプロジェクトの活動報告～

かがわ総合リハビリテーション福祉センター

障害者生活支援センターたかまつ 相談支援専門員 多田 純子 森川 麻理

キーワード：医療的ケア、地域生活、自立支援協議会、社会資源の開発・改善

## 要 旨

障害者総合支援法は、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援することを趣旨としている。

これを実現するためには、障害者のニーズに合わせて、複数のサービスを適切に結びつけて調整することや、社会資源の開発・改善等を行う相談支援事業の充実が不可欠であり、その中核的な役割をなすのが、地域自立支援協議会である。

高松圏域自立支援協議会 医療的ケアプロジェクトは、“圏域内に医療的ケアが必要な障害児・者が利用できる社会資源が少ない”という課題を検討するために設けられたプロジェクト活動である。

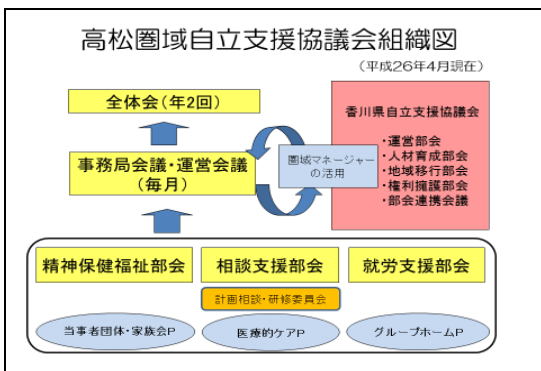
香川県自立支援協議会に提出した活動報告書（提言）の内容と、これを提出するまでのプロジェクトの取り組みについて報告する。

### 1. 協議会活動について

高松圏域自立支援協議会（以下協議会）は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づき、高松市・三木町・直島町が平成 18 年から協同で設置している。

市町から委託を受けた相談支援事業所を中心に、保健・医療・福祉・教育・就労等の関係者で構成し、圏域内に在住する障害のある方たちが抱える様々なニーズに対応するため、複数の部会やプロジェクト活動を通じての協議が進められている。（図 1）

（図 1 高松圏域自立支援協議会組織図）



各部会およびプロジェクト活動の進捗状況については、毎月行われる運営会議に報告されている。その中で、圏域内のみでの解決を図ることが困難である、もしくは、より広域的な対応を行うことが望ましいとされた課題については、県内 6 圏域にそれぞれ配置されている圏域マネージャーを通じて、香川県自立支援協議会（以下県協議会）に持ち込まれ、県全体の課題として更なる協議が行えるよう体制が構築されている。

### 2. 医療的ケアプロジェクトの発足

平成 22 年、医療的ケアが必要な方のご家族を対象に、香川県立高松養護学校と障害者生活支援センターたかまつが、独自のアンケート調査を実施した。ともに、医療的ケアが必要な方たちと日々接する中から問題意識が高まり、調査を実施するに至っている。

いずれの結果においても、医療的ケアが必要な方を受け入れる短期入所施設や、日中活動の場の不足が示されるとともに、地域での生活を続けるために

は、多くの事例で家族による献身的な介護が不可欠であるという地域の実態が、切実な声とともにまとめられていた。

アンケートを実施した担当者が、改善を求めてこの結果を協議会に持ち込んだこと、また、記されたその声が運営会議の場で共有されたことにより、平成 23 年 5 月、医療的ケアプロジェクトは活動を開始することになった。

構成機関には、高松市障がい福祉課、三木町健康福祉課、香川県立高松養護学校、障害者生活支援センターあい、障害者生活支援センターたかまつの 5 機関に、香川県障害福祉相談所がアドバイザーとして加わった。平成 25 年度からは、新たに香川県立聾学校在学が構成機関として参加した。

障害者生活支援センターたかまつでは、委託相談支援事業所としてこのプロジェクトのまとめ役を担い、終結までの約 4 年間、全 41 回のプロジェクト会議の運営に携わった。

### 3. 活動経過

プロジェクトが平成 23 年から 24 年度にかけて取り組んだ活動の中に、医療連携体制加算を利用しての放課後等デイサービスの実施支援がある。香川県立高松養護学校のアンケート結果から、特にニーズの高かった放課後等デイサービスについて、具体的に受け入れ先を増やすことを目的に行った活動である。

医療連携体制加算とは、医療的ケアに対応できる医療職（看護師等）が契約をした事業所を訪問し、必要なケアを行なう体制を確保、実施した場合に、事業所が算定できる加算のことである。

プロジェクトでは、事業所が新たに医療連携体制加算を利用するための、契約書を含めたマニュアルを作成し、圏域内の放課後等デイサービス事業所に対して、医療的ケアが必要な子どもの受け入れについて検討してもらえるよう、呼びかけを行った。

しかし、体調が不安定になりやすい医療的ケアが必要な子どもたちが、毎回予定通りに放課後等デイサービスを利用できるとは限らない。実際の利用時、必要に応じて訪問してくれる医療機関を確保するこ

とは容易ではなく、また、そのような状況において、肝心の加算額は、事業所にとって決してメリットとなるものではないとも思われた。試行錯誤の取り組みを経て、圏域内に新たにこれを利用するようになった放課後等デイサービス事業所は 1 ヶ所のみであった。

その後、協力する関係職種、特に医療従事者の不足に課題改善の糸口を求めたプロジェクトは、24 年度以降、医療従事者向けの研修会等に出向いての啓発活動に取り組んだ。それとともに、広く地域にこの課題をアピールして支援者を増やそうと、当事者・家族の立場からの発表をメインとした講演会も企画、開催した。

また、高松圏域と同様に、医療的ケアが必要な方たちの支援について検討を進めていた香川県中讃西圏域重心ワーキンググループとの意見交換会を持つことで、県内の他圏域とも連携しながら、状況改善のための取り組みについて、模索を続けてきた。

しかし、いずれの試みも、目に見える成果を上げることができなかった。

長期化する活動とこの課題に対して、プロジェクトでは、改めて自分たちの活動を振り返り、話し合いを行った。そして、この課題を広域検討課題として、県協議会に提出することを目的として、活動報告書の作成に取り組むことになった。

### 4. 活動報告書（提言）の作成

活動報告書の作成にあたり重視したことは、可能な限り数字でのデータを集め、客観的に医療的ケアが必要な方やご家族・支援者が置かれている状況を明らかにすることであった。

実施した調査には、圏域内の 3 行政と、県内の障害福祉サービス等事業所 204 事業所（67.5%）、訪問看護事業者 36 事業者（75%）からの協力、回答を得た。

行政に行った「対象者への支給決定、請求実績等の状況」の調査からは、特に短期入所と日中一時支援について、支給決定を受けていても実際の利用にはなかなか結びついていないという現状が読み取れた。

また、障害福祉サービス等事業所へのアンケート調査からは、特に放課後等デイサービスについて、利用者が、看護師が在籍する特定の事業所に集中している現状が読み取れるとともに、実際に各サービス事業所の職員が医療的ケアに対応しているケースが非常に少ないということが明らかとなった。

サービス提供時間内においても、訪問系のサービスでは、家族や訪問看護事業者が必要な医療的ケアに対応しているケースがあり、また、特に放課後等デイサービスでは、医療的ケアが必要のない時間のみの利用となっているケースが多数認められたことで、職員による医療的ケアが提供され、かつ必要量の利用が可能となっているケースは極めて少数であると考えられた。

訪問看護事業者へのアンケート調査からは、社会資源の不足と家族のレスパイト、支援のための連携に関する記述が多く寄せられた。医師との連携や看護師のスキルアップを課題に挙げる事業者も散見され、改めて、医療的ケアが必要な方たちにとって、不可欠な医療を身近な地域で確保していくことにも、まだ課題が多い現状があるということが明らかとなった。

これらの調査結果とこれまでの活動を踏まえて、プロジェクトが行った提言は、以下の4点である。

- ①事業所内に医療的ケアに対応できる職員を確保すること
- ②医療機関や介護保険施設（看護師常駐）を活用すること
- ③サービスの併用を可能とすること
- ④早期からの情報提供と福祉サービスの利用促進

## 5. おわりに

平成27年3月、活動報告書の完成、運営会議への報告をもって、医療的ケアプロジェクトは終了した。現在、この活動報告書は圏域マネージャーを通じて県協議会に提出され、さらなる協議、検討が進められている。

社会資源の開発・改善は、自立支援協議会に課せられている大きな役割の一つである。しかし、自立支援協議会はこうした資源の開発や改善を最終的に

決定するような権限を持つ組織ではない。個々の事例から集積した地域の課題について協議をし、予算化や事業化に向けた提案をするとともに、その実現に向け、働きかけを行うための活動である。

今回提言した内容が、県協議会でどのように検討され、改善に向け前進していくのか、動向を見守り、必要に応じて、今後も圏域での対応を協議できるようにしていきたい。

最後に、長年の活動をともにしていただいた医療的ケアプロジェクトの各構成機関担当者と、私たちの一連の活動にご支援・ご協力を下さった多くの地域の皆様方に、深く感謝いたします。

## 【出典先】

平成27年度かがわ総合リハビリテーションセンター研究年報

## 【参考文献】

1) 高松圏域自立支援協議会 医療的ケアプロジェクト：医療的ケアが必要な方たちの生活を支援していくために（提言），2015

<http://www.takamikinao-jiritsu.com/archives/003/201507/医療的ケアが必要な方たちの生活を支援していくために.pdf>

2) 自立支援協議会の運営マニュアルの作成・普及事業企画編集委員会：自立支援協議会の運営マニュアル，財団法人日本障害者リハビリテーション協会，2008